

みやぎの畜産人づくり支援事業実施主体選定要領

（目的）

第1 この要領は、みやぎの畜産人づくり支援事業の事業実施主体を選定するために必要な審査手続及び審査会の運営に関する事項を定めるものとする。

（公募）

第2 事業実施主体は、県が別途定める期間における公募により募集するものとする。

（応募資格）

第3 応募できる者は、交付要綱及び実施要領に定める事業実施主体の要件を満たす者であり、事業を適切に実施できる能力及び体制を有する団体等とする。

（審査会）

第4 事業実施主体の選定を行うため、県は審査会を設置し、その構成員は県畜産課職員のほか、県が必要と認めたものとする。

（審査方法）

第5 審査は、提出された応募申請書（別記様式第1号）をうけ、書面審査及び必要に応じて実施するヒアリング審査により行う。

2 審査は、別表に定める審査基準及び配点に基づき総合的に評価して行うものとする。

（採択の決定）

第6 審査会の審査結果を踏まえ、知事が事業実施主体として認定する。

（守秘義務）

第7 審査に関与した者は、審査により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。

別表 審査基準

評価項目	評価内容	配点
目的適合性	補助事業の目的との整合性	20
事業計画	実施方法及びスケジュールの妥当性	20
実施体制	事業実施体制の適切性	20
実施能力	過去の実績及び専門性	20
経費妥当性	事業費の妥当性	20

別記様式第 1 号

応募申請書

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 事業計画概要

参考様式 1

審査採点表

申請者	目的適合性	事業計画	実施体制	実施能力	経費妥当性

参考様式 2

審査会議事録

1 日時

2 場所

3 出席委員

4 審査結果